

答申第72号
(諮問第92号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年6月26日付けで行った個人情報開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年6月18日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇〇長の復命書の「生い立ち」に記載された私の個人情報を取得した経緯がわかる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として「〇〇〇〇氏病気休暇状況把握のための旅行計画」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日電話受」を特定したうえで、開示決定を行い、平成25年6月26日付けで異議申立人に通知した。

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第6条の規定により、平成25年7月12日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った趣旨の関連資料の開示を求める。

2 異議申立ての理由

平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇〇〇〇の〇〇〇長の復命書に請求人の生い立ち人間関係や、家庭内での最近の請求人の言動、家族関係等について請求人の両親

が〇〇〇長たちに話した旨が記載されているが、請求人の両親はそのような話は全くしておらず、いわれのないことまで書かれており、個人情報をも不正に取得して公文書を偽造した疑いがある。これらの情報は明らかに異議申立人やその両親以外の第三者から取得したものであることから、それらの情報の取得の経緯が明らかになる文書や資料などの開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

本件開示請求の対象は、復命書の「生い立ち」に記載された請求人の個人情報を取得した経緯が分かる資料である。

本件復命書は、病気休暇中であった異議申立人の状況把握のために、主治医及び両親を訪問し、面談を行った結果を記載したものである。

このため、旅行に至る経緯がわかる資料として「〇〇〇〇氏病気休暇状況把握のための旅行計画」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日電話受」を請求対象公文書として特定し、開示決定したものである。

異議申立人は、異議申立書において「両親はそのような話を全くしておらず、いわれのないことまで書かれており、個人情報をも不正に取得して公文書を偽造した疑いがある。」と主張している。これは、異議申立人は、実施機関が両親以外の者から異議申立人の生い立ちなどの情報を入手したものと考え、その資料の開示を求めているものと解される。

しかし、両親との面談において、復職後の異議申立人に対する指導等の参考にすべく、性格、人間関係、生い立ち等について話を聞いたものであり、したがって開示した文書以外に請求対象となる文書はない。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件開示請求対象文書について

本件開示請求の対象文書は、〇〇〇〇〇長が長期療養中の異議申立人の状況を把握するために行った旅行について作成した復命書の「本人の生い立ち人間関係について」という項目に記載された異議申立人の個人情報を取得した経緯がわかる資料である。実施機関は〇〇〇〇〇長の平成〇〇年〇〇月〇〇日の旅行の目的等が記載された資料として「〇〇〇〇氏病気休暇状況把握のための旅行計画」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日電話受」を本件対象公文書として特定し、開示決定したものである。

異議申立人は、復命書の「本人の生い立ち人間関係について」欄には、両親が全く話していないはずの事実無根の記載が多くあり、これらの情報は明らかに異議申立人やその両親以外の第三者から取得したものであることから、それらの情報の取得の経緯が明らかになる文書や資料などの開示を求めると主張する。

審査会において、当該復命書を見分したところ、両親からの聴取内容として「本人の生い立ち人間関係について」という項目があり、異議申立人の幼少期から小・中・高校までのエピソード等が数多く記載されていた。その内容からすると、当該情報は、両親から取得したものと解するのが相当であり、〇〇〇〇〇長が異議申立人の両親と面談した際に取得した情報を復命書に記録したものと考えられる。

以上のことから、開示決定した公文書以外に対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が開示決定を行ったことは妥当である。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 7月19日	諮 問
平成26年 6月25日	事案審議（平成26年度第3回審査会）
平成26年 7月30日	答申決定（平成26年度第4回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	